

第37回 青森県環境審議会

日時：令和3年12月17日（金）

13：30～15：00

場所：ウエディングプラザアラスカ

地下1階「サファイア」

（司会）

資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第になります。次に、審議会委員の名簿、裏に県の出席者名簿も記載しております。それから席図になります。

説明資料になりますが、資料1といたしまして、令和3年版青森県環境白書の概要版、資料2-1といたしまして、第13次鳥獣保護管理事業計画書（素案）についてです。それから、資料2-2といたしまして、第13次鳥獣保護管理事業計画書（素案）、それから、資料3といたしまして、事前に皆様方から頂戴いたしました質問に対する回答ですが、質疑等を整理して資料3にまとめております。それから、資料3につきましては、別添といたしまして、第13次鳥獣保護管理事業計画書（素案）修正案の対照表を付けております。

これらのうち、資料1と資料2-1、2-2につきましては、先般、お送りいたしましたものを本日お持ちいただくこととしておりました。また、11月のはじめにお送りいたしました環境白書の令和3年版、こちらにつきましてもお持ちいただくということにしております。資料に不足等がございましたら、事務局の方までお申し出ください。

それでは、ただいまから第37回青森県環境審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、県環境生活部長の佐々木より御挨拶を申し上げます。

（佐々木環境生活部長）

皆さんこんにちは。青森県環境生活部長の佐々木と申します。開会にあたりまして一言御挨拶をさせていただきます。

本日は年末のお忙しい中、また、あいにくのお天気の中、お越しいただきましてありがとうございます。

また、常日頃から、環境行政をはじめ県政各般にわたり格別の御指導、御鞭撻を賜り、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、県では、令和2年3月に策定いたしました「第6次青森県環境計画」におきまして、2030年のめざす姿として、「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を基本目標に掲げております。そしてその実現に向けた取組を積極的に推進しております。

また、本年4月、県内の産業関係団体、市民団体、行政機関等で構成しております「もっ

たいたい・あおもり県民運動推進会議」というのがございますが、こちらの会議は地球温暖化対策と3Rの取組を皆で連携して進めていこうということで設置しているものですが、この4月に「もったいない・あおもり県民運動推進会議」といたしまして、2050年までの脱炭素社会の実現を目指して、自ら考え、率先し、一丸となって、さらなるチャレンジに取り組むということを決意する「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を行いました。

県といたしましては、引き続き、地球温暖化対策、そしてごみの減量、自然環境の保全など、環境分野における多様な課題につきまして、県民の皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。

本日の審議会でございますが、次第に記載しておりますとおり、「令和2年度における第6次青森県環境計画の取組状況等の点検・評価結果」、そして、11月に公表いたしました「令和3年版環境白書」の概要についてまず御報告をさせていただきます。そしてそのあと「第13次鳥獣保護管理事業計画」の素案について、御説明させていただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ここで本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は委員31名中、本会議場への出席が22名、それからオンラインでの出席が3名の計25名出席いただいております。したがって、委員の半数以上の出席となっておりますので、本日の会議は成立しております。以上報告申し上げます。

次に、前回の会議以降におきまして、新たな委員の就任がございましたので御紹介申し上げます。

令和3年7月19日付けで委員に就任されました一般社団法人青森県猟友会 会長 豊田重男様でございます。

(豊田委員)

お世話になります。青森県猟友会豊田です。よろしくお願いいたします。

(司会)

豊田委員には鳥獣保護や狩猟の分野に知見を有するとして就任されておりました前任者の後任といたしまして委員就任をお願いすることとなりました。よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります。審議会の会議につきましては青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となることとされております。これからの議事進行につきましては、藤会長によろしくお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(藤会長)

それでは、次第に従いまして会議を進めさせていただきます。会議の円滑な進行に御協力いただければと思います。はじめに議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は佐藤委員と松山委員を指名いたします。よろしいでしょうか。お願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。先ほどありましたとおり本日の議事は報告案件3件です。

まず、報告案件1、令和2年度における第6次青森県環境計画の取組状況等点検・評価結果についてと報告案件2、令和3年版環境白書についてですが、これは同じ資料ということで、合わせて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

皆様、こんにちは。この4月から青森県環境生活部環境政策課長を務めております細谷と申します。よろしく申し上げます。

それでは、報告案件1の令和2年度における第6次青森県環境計画の取組状況等点検・評価結果について御説明いたします。失礼ですが着座して説明させていただきます。

委員の皆様には、環境白書が完成した11月上旬に、冊子をお送りさせていただきました。今回のこの資料1は令和3年版環境白書の概要となっております。本日はこの資料1の概要版及び環境白書の本体の冊子にてご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、資料1の10ページを御覧ください。タイトル囲みの下に記述がございます。令和2年3月に策定いたしました第6次青森県環境計画では、計画の推進にあたり、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、取組状況を点検・評価するとともに、県環境審議会に報告し、いただいた御意見、御提言を踏まえ、本計画のめざす姿の実現に向けて、推進していくこととしているところです。

そこで、令和2年度における取組状況等の点検・評価結果につきまして、御報告いたします。

まず、点検・評価の対象・方法でございます。点検・評価のうちの点検につきましては、11ページに図がございます。11ページの計画のPDCAサイクルのイメージの右下のCheckにあります点検評価の手法に基づきまして、県の事業担当課に自己点検として、第6次青森県環境計画の第5章政策・施策に掲げる施策の展開方法、全149項目の取組状況を記載してもらいました。その内容は本体の厚い冊子の方の125ページから152ページとなっております。これが取組状況のまとめとなっております。

あわせて同じ計画の第5章に掲げる環境指標全64項目、内訳として目標設定指標37、モニタリング指標27について、直近値の実績を記載しているものとともに、達成状況・直近値の現状及び目標達成に向けた今後の取組等を記載してもらいました。その内容が厚い本体冊子の153ページからとなっております。こうした構成となっております。

次に、点検・評価の評価についてですが、同じく資料1の11ページの先ほどのCheckの点検・評価の手法に、有識者による評価を行うこととしておりましたので、青森県環境計画取組状況等評価に係る有識者会議を設置いたしまして、会議を開催いたしました。有識者会議の設置要綱及び委員名簿は冊子本体の174ページに記載してございます。資料が行ったり来たりで申し訳ございません。有識者会議の委員は、本日出席していただいております本審議会の藤会長ほか、川本副会長・鮎川委員・木立委員・松山委員の5名の構成となっております。

この有識者会議は、令和3年7月9日に開催いたしまして、先ほど御説明いたしました施策の展開方法の取組状況、環境指標の他、環境本体の170ページから172ページの取組状況と点検結果総括の案を有識者会議委員の皆様へ御説明したうえで、御意見を賜り、最終的に6の取組状況等についての有識者会議による評価・意見としてとりまとめ、白書本体の173ページに掲載したところでございます。

その概要について御報告いたします。なお、この点検・評価結果につきましては資料1に戻っていただき10ページを御覧ください。まず、まん中より少し上の四角で囲んでおります点検結果でございます。

1つとして、水環境、大気環境、地盤・土壌環境、化学物質などの生活環境に関わる目標設定指標の多くで目標達成している状況にありました。

2つとして、一方で循環型及び低炭素社会づくりなどの取組及び講座やフォーラムの普及啓発の取組において、目標設定指標の達成率が80%未満のものや計画策定時の実績よりも悪化しているものが見られたことから、これらについては、目標達成に向けた今後の取組について示しております。

続いて下半分の大きい囲みです。有識者の皆様からいただきました御意見、御提言の概要でございます。

目標設定指数の達成率が80%未満のものや計画策定時の実績よりも悪化しているものについては、令和2年度までの取組実態を自ら評価した上で、今後の取組の方向性を示しており、PDCAサイクルを意識しながら取組を展開していこうとする姿勢が見られる。

目標値・期待値と実績値との間に差がある場合には、実態に関する基礎データを収集するとともに、差が生じている原因や目標達成のための課題を的確に把握した上で、必要に応じて新たな取組を具体的に検討・実施するようにしながら、目標達成に向けて着実に取り組んでいただきたい。

計画策定後、環境分野における国の政策・制度が急激に大きく動いており、本計画に基づく取組についても、必要に応じて再検討していく必要があるのではないか。

特に、脱炭素社会の実現、プラスチックごみの排出抑制・削減については、より一層取り組んでいく必要がある。

その際、脱炭素社会の実現に向けては、県全体の統一的な方向性を示しながら、市町村に対する支援を進めていく必要がある。また、再生可能エネルギーの導入において、立地に当たっての要件や立地バランスなどについて、考えておくことが求められる。

プラスチックごみの発生抑制・削減については、市町村や民間回収事業者に回収対象の増などを働きかけ、プラスチックごみを含めたごみの排出量やリサイクル率の改善につなげていくことが求められる。などとなっております。

なお、委員の皆様からいただきました御意、御提言につきましては、担当課に伝えまして来年度以降の施策等に反映するように依頼しております。

報告案件1については以上です。

(藤会長)

ありがとうございました。

この1について質問等を受けているものがあるかと思うのですが。それを先にするか2つともやった後にしますか。2つやった後でいいですか。

分かりました。すみませんでした。そうしたら資料3についての説明なのでしょうか。お願いします。

(事務局)

案件の2が同じ資料1に基づく説明なので、引き続きやらさせていただきます。

続きまして、報告案件の2でございます。令和3年版環境白書の概要について御説明いたします。引き続き資料1を御覧ください。

まず、この資料1の表紙の裏側、1番上の四角で囲んだところを御覧ください。この令和3年版環境白書は、県の環境基本条令に基づきまして、令和2年度における本県の環境の状況及び環境施策の概要について取りまとめたものです。

次に、その下の目次を御覧ください。概要版では本県の環境の状況として5項目、令和2年度のトピックスとして8項目、そして先ほど申しあげました点検・評価結果を記載しております。

それでは1ページを御覧ください。水環境について御説明いたします。令和2年度の公共用水域、具体的には河川、湖沼及び海域の水質の調査結果について記載しております。

1つ目の●、カドミウム、鉛など人の健康の保護に関する環境基準、いわゆる健康項目につきましては、砒素及びほう素を除き現時点で環境基準を達成しております。砒素につきましては、昨年までと同様にむつ市正津川が非達成でした。主な要因といたしましては、砒素を含む温泉の湧出に由来する自然的要因と考えられます。また、ほう素につきましては、青森市沖館川が非達成でした。主な要因といたしましては、海水の流入が原因であると考えら

れます。

なお、環境基準と申すのは、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準となっております。

次の●、生活環境の保全に関する環境基準のうち有機性汚濁、これは汚れの度合いを表すものですが、その代表的指標でありますBOD生物学的酸素要求量、COD化学的酸素要求量につきましては、環境基準の水域類型指定が行われている88水域中82水域で環境基準を達成しておりまして、達成率は93%となっております。

全体としては93%ですが、数値の低いものは湖沼で達成率は25%となっております。その理由は類型指定されている湖沼4つのうち、十和田湖・小川原湖・世増ダム貯水池の3水域で基準を達成できなかったことによるものです。十和田湖はAAと特に高いランクとなっていることもあり、環境基準達成までは至っておりません。小川原湖と世増ダム貯水池はAランクとなっております。

続きまして2ページを御覧ください。一般廃棄物の排出量等についてです。一般廃棄物に関する最新のデータは令和元年度となっております、今年の春に公表している数値でございます。

2つ目の●、県民1人1日当たりのごみ排出量は、1,003gで目標値の980gまであと23gとなっております。

3つ目の●、リサイクル率については14.3%で、平成30年度と比較して0.2ポイント低下しております。

続いて、その下の囲みの3つ目を御覧ください。県が独自に調査した民間回収分を含めたリサイクル率は29.4%となっております。民間回収とはスーパーマーケットの店頭などで回収した分です。このように市町村回収と民間回収を合わせた全体のリサイクル率は、近年30%前後で推移している状況にあります。

ごみの総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移は、図の2、それから資源化量等リサイクル率の推移は図の3のとおりとなっております。

続きまして、3ページを御覧ください。産業廃棄物の不法投棄等についてです。

1つ目の●、令和2年度の産業廃棄物の不法投棄等新規発見件数は69件で、令和元年度と比較して29件増加しております。発見件数については年度によって変動があるものと認識しております。

2つ目の●、このうち当該年度のうちに解決した件数は24件で、解決率は34.8%となっております。なお、解決とは不法投棄された廃棄物が原因者、つまり捨てた人などにより全て撤去された状況を指します。

続きまして、4ページを御覧ください。温室効果ガスの排出量についてです。温室効果ガスに関する最新のデータは平成30年度となっております、これも今年の春に公表しているものです。

1つ目の●、本県の温室効果ガス排出量は基準年度との比較で9.6%の減少となってい

ます。2つ目の●、県民1人当たりの温室効果ガス排出量は全国の1.15倍となっています。その要因といたしましては、記載はございませんけれども、本県の場合は寒冷地ということで、暖房の用の電気や灯油の使用が多いためと考えられます。

一番下の囲みを御覧ください。青森県地球温暖化対策推進計画における目標は、2030年度までに2013年度比で31%の削減としておりまして、現時点ではその目標に向かって着実に減少している状況です。

次に5ページをご覧ください。大気環境について御説明します。

1つ目の●、県では常時監視測定局19局において、自動測定機により監視しています。

2つ目の●、測定結果ですが記載されております二酸化硫黄等については、全地点で環境基準を達成しております。

3つ目の●、光化学オキシダントについては、依然として全国同様、環境基準非達成でした。これは昼間の1時間の値の最大値が基準を超えているためです。その要因といたしましては、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられており、春の時期に多い現象となっておりますが、最近の研究報告ではアジア大陸からの越境汚染の影響も考えられているところ

です。
次に6ページを御覧ください。6ページからは令和2年度のトピックスを掲載しております。トピックスについては項目のみ御紹介させていただきます。

1つ目、「あおもりプラごみゼロ宣言」これを採択いたしました。

2つ目、青森県の地球温暖化対策実行計画であります「第5期地球にやさしい青森県行動プラン」の策定でございます。

次に7ページです。

3つ目、「青森県気候変動適応取組方針」を策定いたしました。ここまでが環境政策課の事業でございます。

続きまして4つ目、水環境の保全対策として、小川原湖の水質改善に向けた取組を掲載しております。

次に8ページを御覧ください。

5つ目、産業廃棄物の不法投棄対策として建設系廃棄物を適正処理するための行動指針について掲載しております。

6つ目、PCB廃棄物の期限内処分に向けた取組の加速化について掲載しております。ここまでが環境保全課の事業を行っております。

続きまして次のページ9ページを御覧ください。

7つ目、白神山地VR（バーチャルリアリティ）体験×写真展の開催についてです。白神山地の価値や魅力を広く県民の皆様を知ってもらうため、白神山地の自然や体験プログラムをバーチャルリアリティや写真で伝える展示会を青森県立美術館で開催しました。

最後8つ目、青森県内の自然公園の紹介と自然公園を利用する際のルール・マナーを知ってもらうためのウェブサイトの開設及びガイドブックの作成についてです。ここまでが自

然保護課の事業となります。

10ページ・11ページは先ほど御説明いたしましたので、割愛させていただきます。報告案件2については以上となります。

(藤会長)

ありがとうございました。先ほど、ちょっと先走りをしてしまいましたけれども。

これに対して、事前に質問を受けている項目がございまして、これらの質問に対する対応についても、事務局の方から御説明をいただきたいと思えます。

(事務局)

それでは資料3についてでございます。環境保全課の松山と申します。

私の方からは、御質問をいただいているページ1のNO1、鈴木委員からいただいている御質問について回答をいたします。

資料1の1ページ、水環境に関連しての御質問です。「青森県の取組として、小川原湖水質改善緊急対策事業がありますが、この事業において実施した調査結果はホームページ等にて公開していますか」という御質問でございます。

お答えします。本事業におきましては、小川原湖に接続する姉沼と内沼を対象としておりますけれども、その水質等、詳細な調査の結果につきましては、これは両沼の水質改善対策に資するために実施したものでございまして、通常の公共用水域の測定結果のようにホームページ等による公開はしていないところでございます。

以上です。

(事務局)

続きまして同じく資料3 NO2 NO3の質問についてお答えいたします。環境政策課循環型社会推進グループの栗嶋と申します。

まず2番目であります。資料1の2ページののところになりますけれども、一般廃棄物の廃棄量ということでグラフでお示ししております、この中でリサイクル率については全国の数値も掲げているのですけれども、この数値は行政回収分のみか、民間回収も含めた数値はないのかということでの御質問です。

図3の全国のリサイクル率につきましては、こちらは行政回収分のみということになっております。これは国の調査によるものなんですけれども、国の調査では民間回収分は把握していないということで、現状では民間・行政を合わせた数字というのは示せないような状況になっております。

それから、3番目の質問であります。市町村によって、取組によって廃棄物減量の取組に差があるのではないかと。一般廃棄物の処理責任は市町村にあるが、県としてももう少し踏み込んだ支援の検討が必要なのではないかという御提案であります。

答えですけれども。やはり、ごみの減少の取組につきましては、各市町村の実情を踏まえた対応が重要であると考えております。県では、地域ごと、県内6地域になりますけれども市町村や民間事業者と連携した取組を検討するための会議を設置しておりますので、その会議におきまして各市町村の実情や、また意見等を把握しまして、県として強化すべき取組がないか検討していきたいと考えております。

(事務局)

続きまして、環境保全課の三浦と申します。私から、資料1の3ページにつきまして御説明いたします。

まず、はじめは加藤委員からの図4についての御質問です。「前年度に不法投棄の数が少なかったのは何か事情があるのでしょうか。また、未解決の状況、件数の増減や長期化を防ぐ取組はどのようになっているのでしょうか。」という御質問です。

回答といたしましては、令和元年度に発見件数が少なかった理由は不明ですが、発見件数は年度により変動があるものと認識しています。

年度内に解決できず、指導継続中となっている事案は、令和2年度末で322件あり、ほぼ横ばいで推移しています。未解決の事案については、事案の解決のため、現地調査や原因者に対する指導等を継続して行っています。原因者による廃棄物の撤去等が見込めない場合や、原因者が不明の場合は、不法投棄に関与している関係者や排出事業者、土地の所有者等に対して撤去を求めるなど、可能な限りの調査と指導を行っております。

続きまして、同じく3ページですけれども、鈴木拓也委員からの産業廃棄物の不法投棄に関する御質問です。「不法投棄パトロール等の取組に敬意を表します。昨年度は発見件数が多くなっておりますが、パトロールによる成果と考えてよろしいでしょうか。不法投棄案件では、建設業の占める割合が多いと考えられますが、原因者の属性としてどのような業種区分が多いのでしょうか。」という御質問です。

回答といたしましては、不法投棄等の新規発見件数や発見方法については年度により変動があるものと認識しております。先ほどの回答と同じですけれども、令和2年度の発見件数が増加した理由や発見件数の増加がパトロールによる成果かどうかというところまでは不明です。

本県の産廃の不法投棄の多くは、建設・解体工事に伴って発生する建設資材廃棄物であることから、不法投棄事案の原因者については、解体業者が多いものと考えております。

(事務局)

続きまして、NO6、資料1の4ページ、温室効果ガス排出量に関する御質問について、私、環境政策課地球温暖化対策グループ、木村からお答えいたします。

「温室効果ガス排出量が運輸部門7.8%、産業部門6.7%、それぞれ減少しているが、この要因としてエネルギー効率向上等によるとしている。これらの説明に「県民や企業の努

力」等を加えてもいいのではないか。一方、減少には経済活動など様々な要因が複雑に影響を及ぼしていると考えられる。県ではこれらの要因をどのように分析しているのか。」という御質問をいただいております。

これにつきましては、現在、県では排出量の策定に国の各種統計データ等を用いております。そのデータの詳細というのは国で出していないということから、このデータの変化要因に関する国の分析結果等も参考としながら、排出量増減の要因を推察しているところであります。今回においては製造業のエネルギー効率の向上等による電力消費の減少等を要因として表記してございます。

もう1つ質問をいただいております。「青森県地球温暖化対策推進計画では、2013年比31%減という目標を掲げている。一方、上位計画である国の計画、今年策定しているが、そちらでは削減率46%ということになっている。今後、県の計画を改定する考えはあるのか。」という御質問をいただいております。

こちらにつきましては、現在、青森県地球温暖化対策推進計画の令和4年度中の改定に向けて、県民意識調査や関係機関・団体等の取組状況や意見等の把握を行いながら、庁内各部署とともに検討等を行っているところでございます。また、削減目標については、この計画改定作業の中で、本県の地域特性等を踏まえ、検討していくこととしております。

以上です。

(事務局)

続きまして、自然保護課分の御質問についてでございます。資料3の4ページ、7番、玉熊委員からの御提案でございます。御提案、ありがとうございます。

「白神山地の価値と魅力を伝えるため、バーチャルリアリティ体験を首都圏等、県外にも展開を検討してはどうか。」とのご提案でございます。

回答といたしましては、バーチャルリアリティ体験については昨年度は県立美術館、今年度は八戸市と十和田市で開催しておりますけれども、県としまして観光部局等と連携して、県外における各種イベント等の機会を捉えて白神山地のVR体験を有効に活用できないか検討をしたいと考えているところでございます。

以上です。

(藤会長)

以上でよろしかったでしょうか。ありがとうございます。

そうしたら、これらについて御質問、御意見等あればいただきたいと思います。鈴木委員と加藤委員の方も、御質問をいただいた内容に対する回答内容についても、もし必要に応じて補足等、御質問等をいただければと思います。

田中委員、お願いします。

(田中委員)

商工会議所女性会からまいりました。私どもの会員の中には、りんごを仕事として、生業としてやっているものも多いのですが、7ページのりんごの輪紋病ですけれども、白書を拝見すると、「気温上昇によるりんごの日焼けから発生」とあるので、これは温暖化が進むことなので、具体的な、こういうことが起きないようにするための解決策ってあまりないのかなという気がしたのですが。これから、こういう病気が増えていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

(事務局)

環境政策課です。

こういった温暖化の影響といたしますか、高温とか、本県は第一次産業を中心とした産業が基本となっておりますけれども、りんごですとか水産物の漁獲等に影響をしているのではないかと考えられます。CO₂の削減をする取組、これを緩和といたしまして、もう1つ、こういった温暖化の進行にともないまして、それに合わせて対応を考えていくという適応という考え方もございます。先ほどトピックスの方でも紹介をさせていただきましたけれども適応取組方針を策定しております。

この中では、県のみならず研究機関ですとか県内の大学ですとか、既に個別に研究をしているところもございます。そうしたところと今後連携を深めまして取り組んでいきたいと今、検討をしております。引き続き、こういった、例えば違う品種にするとか育て方の工夫とか、ちょっと専門的なお答えは今はできないのですが、何とか対応をして産業を引き続き続けていけるようにという形のことを研究していきたいと考えておりますので、また、今後、成果を御報告したいと思っております。

(田中委員)

ありがとうございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。大坂委員。

(大坂委員)

青森県交通安全母の会、大坂でございます。いろいろと資料をありがとうございました。

青森県では、稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例が平成22年に施行されています。しかし一部の地域で、特に津軽自動車道のところの稲わらの焼却がひどく、高速道路を運転する時も煙で視界が遮られるということを私は何度も経験させていただきました。

県としましても、平成28年からドローンの活用をしまして、位置情報システムを使って、所有者の方へ今後、焼却を御遠慮していただくように御指導をしていただけないものかということでございます。大気汚染にもつながりますので、是非御検討をお願いしたいと思います。

(藤会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

今の報告案件は1と2が合併しておりますので非常にたくさんの内容をカバーしておりますので、例えば環境計画の取組状況点検評価については、もし、有識者会議に御参加をいただいた委員の方で補足事項等があればおっしゃっていただいても構わないかなと思います。

今回、取組点検に関しては、確か初の取組だったと思います。今後の課題も多分あるかと思しますので、この場で共有しておくというのは有益なことではないかなと思います。

三津谷さん、よろしくお願いいたします。

(三津谷委員)

三津谷といたします。よろしくお願いいたします。

今の稲わらについて、実は五所川原市で稲わらロールというのを機械を導入してロールを作って販売しているんですね。実は非常にコストがかかるわりには売れないんです。私、400円で4個、五所川原市まで行って買ってきました。五所川原市としては非常にいい取組だと思っております。

実は私、以前、つがる市に住んでいた時はもっとひどくて、全然運転ができないくらいひどい時がありました。稲わらロールというのは非常にいい取組だということを一言付け加えさせていただきたいなと思います。

市内でもフリー田というのをやっているんですよ。稲わらとかを自由に持ち帰ってくださいと。それで私は今回、五所川原市まで行ってきました。これはすごい取組だと思うので、費用対効果を考えると非常に難しいんです、400円。今、機械がすごく高いのと、あまり周知されていないというのが現状なのかなと思っています。ただ、そこに住む人にとっては、すごい目がチカチカするとか交通事故につながるの、大事なかなと思っています。

是非全県で取り組んでいただければいいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

(藤会長)

ありがとうございます。

関下委員、よろしくお願いいたします。

(関下委員)

先ほどりんごのことから地球温暖化の話になったんですけれども。今、種差海岸など国立公園では花の時期が1ヶ月から1ヶ月半も変わってきています。観光に非常に難しい側面が出てきています。

同じように、ヤマセがいつも多い場所の稲作については落水、水を抜く時期が大体1ヶ月、早まっていることによって、水生昆虫であるとか両生爬虫類が今後どうなるのかと、非常に生き物の面からも難しい面が発生してきています。農業の面からだけではなくて、自然、あるいはそれを使った観光の面からもはっきりと影響が見えているよということを紹介しておきたいなと思います。

それから、今の稲わらについてですが、これはすごく悩ましい問題です。稲わらを燃やして出る二酸化炭素と、それを土に漉き込んだ時に出てくるメタンガス、あるいは水張休耕田みたいにしてやった時のメタンガスによる温室効果ガス。どちらが影響がひどいかというと、そのまま肥料にしちゃった土に漉き込んだ方がより温室効果ガスが出るという結果が、確か農水省の方から出ていたかと思うんですけれども。

ですから、確かに稲わらを燃やすとスモッグが出るのは確かです。ただ、燃やしているのを見ると、ものすごい技術ですね。コンバインできれいにし出して、それから端っからきれいに燃やしていく。あれだけで観光産業になるんじゃないかなというくらいきれいに燃やしています。

トータルで見て、温暖化ガスの発生の量はどっちが多いのか少ないかを検討してもいいのかなと。確か、これは既に農業関係の方の報告書に書いていたと思います。それを参考にして、それを上回るぐらいの観光資源にしてしまうかとか、そういう発想が必要になってきたのかなとも感じていました。

(藤会長)

ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。鈴木委員、お願いいたします。

(鈴木委員)

9ページの白神山地のバーチャルリアリティですが。こちらの方は非常にすばらしい取組だと思います。できれば、これから若い世代の方々、この自然を守っていくこと、そして白神山地の魅力を若い方々にもっと伝えていきたいと思うので、学校の訪問授業、そういったかたちでこれから展開をしていくことは可能でしょうか。できれば中学校・高校・大学を訪問して、このバーチャル体験をさせていただければいいなと思っています。

(藤会長)

ありがとうございます。

(事務局)

自然保護課長です。発言をよろしいでしょうか。

(藤会長)

はい、お願いいたします。

(事務局)

自然保護課長の松村と申します。貴重な御意見、ありがとうございます。

昨年度、今年度実施いたしました白神山地のバーチャルリアリティ体験ということで、こちらの方は台数が6台で、数が限られていると、これは大人用です。あと子ども用は視力への影響を考慮してスマートフォンタイプをもうちょっと工夫したもので、そちらは2台で実施させていただきました。

もう1つの問題は、こちらの方はリアル過ぎて、全員椅子に座って鑑賞していただいているということで、転落防止ということがございます。実際に学校でやる場合には時間の関係とかいろいろ検討が必要な課題だと思います。ただ我々としても地元の子どもたちが理解することは非常に重要ということで、今後、御意見を参考に検討してまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

私の方から1つ。環境白書のことですけれども。本編の第1章に、これは環境問題の概況のところですが、これは今年度というわけではなくて来年度以降御検討をいただきたいのですけれども。

要は、環境問題というのは1972年、文章の中でも書かれているとおりにストックホルム会議以降、いろんな対策が行われてきているわけですが、今年、ちょうど50年経ったわけです。基本的にこの手の文章というのは付け足し、付け足し、付け足しでずっと構成されてきておまして、昨年度のいわゆる脱炭素、今年がカーボンニュートラルの元年と言われておりますけれども、それを考えると50年間を一つひとつ積み上げていくというよりは、総論でまとめて、そこから必要となる歴史的な出来事というのをかいつまんで説明をする。そういう手法の方がよろしいのではないかなと思います。

私どもの学会でも、気候の非常事態宣言というのを学会でまとめる時に、結局、非常に長い説明文になって冗長になってしまったんですね。

ですので、この手の、例えば8ページの第2節、地球環境問題のあたりも小見出しを付けたとかいうかたちで簡潔にまとめられるのがいいのかなと。

もう1つ、ここで矛盾しているのが生物多様性の観点、取組なんですね。ですので、地球温暖化は地球温暖化、生物多様性というのはまとめて、今回の脱炭素の動きを踏まえた生物

多様性と地球温暖化対策というのが密接につながっていると、そういうような書き方、見せ方というのが県民の方々への普及啓発にも多分つながるのではないかなと思います。今後の参考にしていただければと思います。

他はいかがでしょうか。

(佐々木部長)

部長の佐々木でございます。本日、様々御意見をいただいておりますので、先ほどの適応の部分ではまた稲わらの関係、農林水産部の方の担当でございますので、そちらの方にもしつかりお伝えをしたいと思っております。

また、藤会長からもお話がありまして白書の最初の方の書きぶりですとか、いろいろ工夫が必要な部分を御提案いただきましたので、また時間が多少かかると思っておりますが検討をしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

そうしたら時間の都合もあるので次に進んでよろしいでしょうか。鈴木委員、加藤委員、玉熊委員、よろしいでしょうか。聞こえていますか？大丈夫ですか？

(鈴木委員)

鈴木です。聞こえていますでしょうか。

会場の音声は多分、マイクで拾っていると思うんですけども。ちょっと聴き取りにくくて、何をおっしゃっているのか把握できませんでした。私の音声は聞こえているでしょうか。

(藤会長)

聞こえております。

(鈴木委員)

ありがとうございます。じゃあ、1件だけ。事前質問NO3。廃棄物の件、回答をいただきましてありがとうございました。

廃棄物の件ですけど、財政基盤の弱い小さな市町村については、やっぱり担当者が少ないということもあって、また掛け持ちもすごくされているのではないかなと思います。こういうことが、なかなか廃棄物の処理とか、あとは現状維持に陥りがちだというのが私の認識になります。

そこで、青森県さんには、いろんな支援を今、検討してくださっていると思っておりますけれども、今、広域化の中で焼却とか中間処理、あるいは最終処分地に組合をつくってされている

と思うんですけども、是非、もう少し上流側の収集運搬とか保護、そこら辺を含めて検討できないかというのを、県の中でまずいろいろ意見を聞きながら検討を進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(藤会長)

他はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら次の案件に進みたいと思います。報告案件3、第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

自然保護課長の松村でございます。第13次鳥獣保護管理事業計画書(素案)につきまして御説明させていただきます。失礼して、着座にて御説明させていただきます。

委員の皆様には、事前に資料2-1、第13次鳥獣保護管理事業計画書(素案)について、資料2-2、第13次鳥獣保護管理事業計画書(素案)を送付させていただいております。また、本日は資料2-1と資料2-2に加えまして、最後の資料、別添を使って説明させていただきたいと思います。

まず、資料2-1の1ページを御覧いただきたいと思います。説明に入る前に、鳥獣保護管理事業計画の法律上の位置づけについて説明をさせていただきます。

この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、説明では以降、法として説明させていただきます。法第3条第1項に基づき、環境大臣が基本指針を定めており、法第4条第1項の規定で、知事が国の基本指針に則して鳥獣保護管理事業の実施に関する計画として定めるものでございまして、法第4条第4項において予め本審議会の意見を聴くこととされておりますことから、本日、御報告をし、御意見をいただくものでございます。

続きまして、次の■でございます。第12次計画の計画期間が令和4年3月末で満了いたしますことから、新たに第13次の計画を策定するものでございます。

矢印の下の部分でございます。国の基本指針は5年ごとに作成されておまして、この基本指針に沿いながら本県の状況を考慮して内容を見直すものでございます。国の基本指針は令和3年10月に変更されており、主な内容は、四角で囲んだとおり鳥獣の保護の推進、以下全部で5項目となっております。この変更に対応するというところで、以降の説明で詳細を説明させていただきます。

また、本県では目撃が増加しているニホンジカやイノシシ、ツキノワグマなどの大型獣への対応など、野生鳥獣を取り巻く環境変化などを考慮しまして見直しを行っております。

具体的な内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

そして次の■でございます。第13次計画の期間は令和4年4月から令和9年3月までの5年間としてございます。

続きまして2ページを御覧いただきたいと思います。第13次計画の主な変更内容につ

いてでございます。

1、鳥獣保護区などに関する事項の（1）鳥獣保護区の指定でございます。なお、ここに記載しているカッコ書きにつきまして、P 1～4とございますけれども、こちらは資料 2-2、計画書素案の方の対応するページを記載してございます。

ポツの 1 点目、鳥獣保護区につきましては、鳥獣の保護を図るため狩猟を禁止とする区域でございます、20年間の指定となっております。

2 点目は現在の指定状況を記載してございます。

3 点目、第 1 3 次計画の計画期間中に存続期間が満了となる 4 3 箇所への対応でございますが、期間更新及び 1 箇所の区域拡大に向けて検討することとしてございます。

4 点目、鳥獣の保護が必要となる場合には、速やかに調査を行い、関係者の理解が得られるよう対応するなどして、新たな指定又は区域の拡大に努めることとしてございます。今後予定している指定内容につきましては、表のとおりとなっております。

次に（2）特別保護地区の指定でございます。ポツの 1 点目、鳥獣保護区の中で、特に鳥獣の保護を図るため、立木の伐採、工作物の設置等について制限が伴う区域として、20年間指定するものでございます。

2 点目、現在の指定状況となっております。

ポツの 3 点目、第 1 3 次計画の計画期間中に存続期間が満了となる 2 箇所の対応でございますが、再指定を行うこととしております。

ここで、先ほどの鳥獣保護区では期間更新という表現を使いました。こちらの方では再指定という表現を使っております。こちらは法律の関係の用語で、こういう使い方となっておりますので法律に合わせてこのように記載しております。

次の表でございますけれども、今後予定している指定内訳となっております。

次に（3）休猟区の指定でございます。

ポツの 1 第 1 3 次計画では農業被害や狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者登録数の動向などに鑑み、当面、新たな休猟区の指定しないこととしたいと思っております。

2 点目、ただし、狩猟鳥獣の大幅な減少等が見られる場合には、計画の見直しを行いたいと思っております。

3 点目ですが、なお、休猟区を指定することとなった場合でも、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域、ニホンジカなどを対象とする区域では、第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区の指定に努めることとしたいと考えております。

第二次特定鳥獣というのは、農業被害とか、そういったものを発生させるという鳥獣でございますので、こういった考え方をしたいと考えてございます。

続きまして、3 ページを御覧いただきたいと思います。2、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項でございます。これまで主要な狩猟鳥獣でございますキジの放鳥を行ってききましたが、県内のキジ養殖事業者が存在しなくなったことや、遺伝的な攪乱防止や生物多様性確保の観点から、人工増殖及び放鳥につきましては当面休止したいと考えてございます。

次に、3、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項でございます。

(1) 鳥獣の適正管理の実施についてでございますが、対象として適正な管理方法を検討する鳥獣として、これまでツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカとしてございましたけれども、これに加えて新たにイノシシを追加したいとするものでございます。

次に、(2) 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定につきましては、目撃情報が増加傾向にございますニホンジカ、イノシシ及び外来鳥獣等の農林水産業被害を防ぐため、市町村が効率的に被害状況に対応できるよう、許可期間の延長等の見直しを行うこととしてございます。

次に、(3) 捕獲しようとしたもの以外の鳥獣がわなにかかってしまう錯誤捕獲の防止につきましては、国の基本指針に沿いまして、1点目、わなを使用する際には、ツキノワグマやカモシカを錯誤捕獲するおそれがある場合、ツキノワグマやカモシカの出没状況を確認しながら、わな設置方法等の工夫に加え設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導してまいります。

また、2点目、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、事前の放獣体制の構築等の対応や錯誤捕獲の実態について報告をするよう指導をしております。

次に、4、特定猟具使用禁止区域等に関する事項についてでございます。

ポツの1点目、特定猟具使用禁止区域は、鳥獣の捕獲に伴う危険の防止と指定地域の静穏を保持するために指定猟具の使用を禁止する区域のことで、10年間指定するものでございます。

2点目、本県では、危険防止の観点から、住宅地につきまして銃の使用禁止区域を指定しています。

3点目、現在の指定状況となっております。

4点目、第13次計画の計画期間中に指定期間が満了になる箇所への対応ですが、再指定を行うこととしてございます。

5点目、必要に応じて、区域拡大や新規地区の指定を検討してまいります。

続きまして4ページをご覧ください。5、第一種特定鳥獣保護計画等の作成に関する事項でございます。

ここで資料の訂正をお願いいたします。5、第一種特定の次に「管理」という言葉、文字が入っております。第一種は保護の計画でございますので、この管理という文字は削除漏れでございます。大変申し訳ございませんでした。

そして、第一種特定鳥獣保護計画とありますが、県内に対象となる鳥獣がないということで、保護計画の方は作成しておりません。よって、内容についての記載はございません。

第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針についてでございます。ポツの1点目、管理計画は産業や自然生態系への被害等が深刻化している鳥獣について、適正な管理を行うために作成する計画でございます。

2点目、下北半島のニホンザルは第3次の計画、ニホンザルは第2次の計画を作成するこ

とし、イノシシにつきましては令和4年度に管理計画を作成する予定としてございます。

次に6、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項の(1)第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査でございます。こちらにつきましては、下北半島のニホンザル、ニホンジカに加えイノシシを追加いたします。

(2)被害防除対策に係る技術開発・普及は、国の基本指針に沿って新たに追加したもので、同様の項目につきましては、以降、項目名の後に(新規)と記載してございます。(2)の項目は、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害防止や鳥獣等の流入防止等の技術開発や普及に努めることとするものです。

次に、(3)捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及は、追加項目で、捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術の開発を進め、普及に努めるものでございます。

次に、7、鳥獣保護管理事業に係る研修の充実に関する事項の保護及び管理の担い手の育成及び配置については、ニホンジカやイノシシなどの大型獣を捕獲できる狩猟者を育成するための研修会を行うこととしております。

次に、8、その他でございます。(1)市街地等に出没する鳥獣への対応につきましては、新規の追加項目で、1点目、ニホンザルやイノシシ等の中・大型獣が出没した場合の体制等を明確化するとともに、関係者等の連携を強化するというものでございます。

2点目、人と鳥獣のすみ分けに向けた環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組等を行うということです。

3点目、特にツキノワグマにつきましては、出没場所を情報発信するほか、出没状況等に依拠して出没注意報、又は警報を発表し、注意喚起などを行いまして、被害防止に引き続き取り組みまいります。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。(2)高病原性鳥インフルエンザにつきましては、野鳥の監視や対応する体制を強化するために、野鳥緊急調査を実施する人材の育成等に努めるとともに、鳥インフルエンザ対策として野鳥との接し方等につきまして、住民への情報提供を適切に実施することとしてございます。

次に(3)豚熱、アフリカ豚熱は新規追加の項目です。ポツの1点目、本県では発生はないものの、全国的に野生のイノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていますことから、関係部局と連携しながら捕獲強化を推進するほか、2点目、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生イノシシとの接触防止対策等の徹底につきまして普及啓発を行ってまいります。

3点目、アフリカ豚熱につきましても、万が一の侵入に備えまして、早期発見の体制整備に努めるほか、侵入確認時に必要な体制の整備に努めることとしてございます。

次に、(4)その他の感染症につきまして、こちらは新規追加の項目です。その他感染症につきましても、情報収集、検査などを通じた監視や注意喚起をすることとしてございます。

続きまして、9、計画策定の主なスケジュールでございます。本審議会終了後、今月下旬からパブリックコメントを実施し、2月7日に環境審議会に計画案の諮問・答申をいただい

て計画を策定し、公表をしたいと考えてございます。

ここで申し訳ございませんが、資料2-2で訂正がございます。37ページをお開きください。下から3行目のところに、「また、高病原性鳥インフルエンザ」、そして一番最後の行の中ほどからまた同じ文章が続いてございます。続きが38ページの方の上から2行目まで。こちら重複でございました。大変申し訳ありませんが、削除をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

続きまして、事前に委員からいただいた御質問についてでございます。資料3の4ページをお開きくださいNO8、資料2-2、3ページ、6ページ。こちらの方は玉熊委員からいただきました。鳥獣保護区と特別保護地区についての御意見でございます。

まず、鳥獣保護区につきまして説明させていただきたいと考えております。こちらの説明にあたりましては別添の方を御覧いただきたいと思います。2枚目、表が付いてございます。表の右側、素案の①総括表の一番上の項目、鳥獣保護区の中の森林鳥獣生息地という項目がございます。こちらの方の指定目標の考え方と目標の個所数は達していないものの、面積は既に目標を上回っているということから、この目標レベルでよいのかという質問と理解しました。

まず、指定目標でございますが、国の指針で森林面積10,000haごとに1箇所のうち、面積は1箇所あたり300ha以上と記載されてございます。そして、それに基づきますと、こちらの指定目標は63箇所の18,900haとなっております。個所数が目標に達していないということで、指針に基づいて記載させていただいております。

これにつきましては、本県の実態といたしますと、面積は左側の修正案の森林鳥獣生息地のとおり、面積は51,083haということで、指針が示す目標値は18,900haでございますので、大幅に上回っているということで、十分な面積が確保できているということで、表の左側の修正案のとおり、指定目標は現状と同じとし、これを維持することとしたいと考えてございます。

続きまして、大変恐縮ですが資料2-2、こちらの6ページを御覧いただきたいと思います。(2)特別保護地区指定計画の①総括表、こちらの方の一番上が森林鳥獣生息地の指定目標です。27か所の5,109haに対し、指定の地区の面積、それから個所数が下回っているということで、こちらの目標が適切なのかということと、また達成するスケジュールはどうなっているのかという御質問でございます。

まず、目標を達成できない主な要因として、立木の伐採や工作物の設置等について制限が伴うことから、指定に関して利害関係者の合意形成が難しいということが挙げられます。しかし、主な鳥獣の生息環境の保全は重要であることから、今後も関係団体から候補地等の情報を収集し、分析し、指定に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

ですので、この部分については素案のままにしたいと考えております。

なお、スケジュールにつきましては、現在、候補となる場所につきまして把握しておりませんので、具体的なことは今申し上げられません。申し訳ございません。

最後に資料3の5ページ目をお開きください。NO9でございます。こちらの方は大型獣捕獲研修会実施後のサポートなども重要という御意見をいただきました。

県としても、委員の御意見のとおり必要と考えておりまして、研修会に出ていただいた方を含む狩猟者を対象に、現場の経験を一つでも多く積んでいただきたいため、ニホンジカ等と遭遇する確率が上がるよう、県が収集しているニホンジカ等の目標情報や捕獲情報を継続して提供していきたいと考えてございます。

また、研修会では参加者が互いに目標撃情報や捕獲技術等の情報を共有してございまして、今後の研修会も参加者同士のコミュニケーションが図られるような研修会にしたいと考えてございます。

加えて、低密度下、特にニホンジカですけれども低密度下での捕獲方法や探索方法が課題となっております。こちらの方、情報収集、あるいは研究をいたしまして、情報提供をしながら引き続き一般社団法人青森県猟友会さんなどと連携しながら人材育成に努めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

(藤会長)

ありがとうございました。

まず玉熊委員、大体の御説明等は聞こえましたでしょうか、よろしいでしょうか。

(玉熊委員)

聞こえていました。ありがとうございます。理解しました。これから期待したいと思います。

(藤会長)

ありがとうございます。

今までの説明につきまして、皆様の方から御質問、御意見などあればいただきたいと思えます。豊田委員、お願いいたします。

(豊田委員)

猟友会の豊田です。本日提案されました第13次鳥獣保護管理事業計画に国の指針が追加されたことに伴いまして、先ほど御説明いただきました資料2-1のページ4、上段から7行目に、令和4年度にイノシシの第二種特定鳥獣管理計画を新たに作成予定と御説明いただきました。

現在、私ども、令和3年度、県の委託事業があるニホンジカの捕獲事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を実施中ですが、青森県の計画作成が遅れたため、今年、実施中の事業でイノシシの捕獲ができない状況にあります。

先ほど御説明がありました令和4年度にイノシシに関わる管理計画を作成予定とのことですが、できれば早めに、来年度の、令和4年度の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施までに管理計画の作成を終えることができるように要望いたします。お願いいたします。

(事務局)

自然保護課長でございます。近年、イノシシの目撃情報が増えているということがございますので、少しでも早く計画を策定して、イノシシの捕獲に結びつけられるように頑張りたいと思います。

(藤会長)

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。鮎川委員、お願いします。

(鮎川委員)

鮎川です。資料2-2の計画本体の14ページに予察表というのがございますけれども、これにはイノシシとニホンジカが含まれていません。先ほどの豊田委員の御意見も踏まえますと、イノシシとニホンジカを予察表に入れた方がいいように思うのですけれども。入っていない理由等があれば教えていただきたいと思います。

(藤会長)

いかがですか。

(事務局)

14ページの2)の方の予察に係る方針等のところの1行目の後ろの方に、「ただし」というところがありました。こちらの方に「指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない」ということで、別途管理対策をやっていくということで、イノシシとニホンジカは指定管理鳥獣でございますので、こちらの2つにつきましてはここに入っていないということです。

(鮎川委員)

分かりました。ありがとうございます。

(藤会長)

大宮委員、お願いいたします。

(大宮委員)

下北のニホンザルというのは項目がありましたけれども、下北だけではなく上磯方面も今、すごいサルの出没が多くて。前まではわりと山の方の畑が荒らされていてんですが、最近では民家近くまで結構出てきています。農家の人は今年、米も安く大変な思いをしているんですが、それに加えて畑の作物も随分荒らされている。皆さん、ネギなどはもう白いところを全部食べられ、青いところだけ残して、いたずらみたいに、サルなので、私たちも本当の身近でサルを見るようになりました。

それで、スーパーとかのところにも出没をして、買い物かごから、ちょっと油断するとサルに取られると。そういう事件もいっぱい発生しています。

それで、サルを捕まえるといってもなかなかすばしっこいので、捕獲もできない状態ではあるのですが。この辺のところは県の方でどういうふうに考えているのか。そのまま野放しというわけではないですけど、なかなか私たち住民では対応できないような現状になってきているので、その辺をちょっと伺いたいのですが。

(藤会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

自然保護課の平井と申します。よろしくお願いします。

委員おっしゃるように下北以外のサルにつきましても、いろいろ被害が起きているのは十分承知をしております。いろいろ、こちらでも管理対策を立てていかなければならないということで、市町村の方々と情報共有とか情報交換をして、何とかしていかなければならないと考えているところです。今の段階で、先ほどいろいろお話をした管理計画とかの話まではまだ踏み込んでいないのですが、情報交換をしながらやっております。

それで、環境生活部以外にも農林水産部サイドでも有害捕獲などの対策をとっていますので、そちらとも連携しながら何とか被害を少なくしていこうということで、こちらでも取り組んでおりますので、これからも皆さんの御協力をあおぎながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

(大宮委員)

よろしくお願いいたします。

(藤会長)

他はいかがでしょう。

関下委員、よろしくお願いいたします。

(関下委員)

関下です。計画そのものに対する意見ではないです、運用の面においてですけれども。ニホンジカに関しては、かつて江戸時代には1日に500頭、1シーズンで、実際2週間ぐらいですけれども2,000頭以上駆除しているという実績がありました。今よりも寒い時代ですから、青森県が温暖化によりイノシシが来ているのではなくて、元々、本当はそれぐらいいる場所なんだよというのを前提にして対策を進めていかないと後手に回るのかなと思いますので、運用の方、そこを少し強めに意識していただければなと思います。

それから、鳥インフルエンザに関してですけれども、今だに白鳥への餌付けがございます。白鳥に対する餌付けというのは百害あって一利なしですので。感情の目で、皆さん、かわいいと思ってやっていて、良かれと思ってやっている善意の押し売りです。できればそれは止めていただくように、これも指導をしていただければなと思います。

もう1点は、計画には書かれていませんが、カワウの駆除ですけれども。今、駆除に関しては県ではなくて各市町村の方に許可申請になったので、緩くなっています。カワウを駆除すれば、すごく増えるという悪循環が出ています。なので、国、農水省、環境省、それから日本野鳥の会が一緒になって、駆除をせずついに減らそうとして今、一生懸命頑張っているんです。青森県の内水面の漁協連合会さんとか、内水面の研究所を含めて協議会を作って、カワウの監視指針を作ってやっているのですけれども。やはりカワウも各市町村で勝手に駆除をしちゃうので増えちゃうということができています。

これに関しては内水面の漁協の連合会さんと連絡を取りながら、カワウに関しては簡単には駆除させないようにしないと、ちょっと大変で逆に増えちゃってえらいことになるのかなとなってきていましたので、そういう運用面においてよろしく願いしたいなと思っていました。

(藤会長)

はい、他、いかがでしょうか。

先ほどの特別保護地区の指定について、玉熊委員の方から御質問が出ていて、いろいろ合意形成が難しいという説明があったかと思うのですが。これは何らかの形でも動きを見せていくというか、素案を作るとか、あるいはシナリオを作るとか。何らかの形で前進させておいた方が今後の県の生物多様性の関連にも関わってきますし、その方がいいのかなとは私はこの質問と回答の内容を見てそういう印象を抱きました。

いろんな制約や条件はあるとは思いますが、何らかの形で作っていくと、そういう動きがある方がいいのではないかなと思います。

特に、今般、いろんな風車等開発事業が急速に今の脱炭素化の中で進んでおり、いろんな関係市町村からも意見が出ていると思うんですよ。ですので、そういうことを鑑みても、県が、いわゆる開発事業だけではなくて保護の方もちゃんと取り組んでいるぞという姿勢を見せるという観点でも、やった方がいいのではないかなと、私、そういう印象を抱きました。

ので、御検討をいただければと思います。

他はいかがでしょうか。もうちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、よろしいでしょうか。

オンラインで御参加の委員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら他に意見がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。

以上を持ちまして、本日の議事案件につきましては全て終了といたします。議事進行に御協力をいただきありがとうございました。

マイクを事務局の方にお返しいたします。

(司会)

長時間にわたる御審議、大変お疲れ様でした。

閉会にあたりまして、佐々木環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

(佐々木環境生活部長)

藤会長はじめとして委員の皆様には、熱心な御審議をいただきましてありがとうございます。

本日、「第13次鳥獣保護管理事業計画(素案)」につきまして大変貴重な御意見を頂戴いたしました。この計画につきましては、本日、皆様から頂戴した御意見、そしてこの後、12月下旬からパブリック・コメントを予定しております。こちらの御意見を踏まえまして、必要な修正を加えた上で計画案として取りまとめまして、次回の審議会で諮問させていただきたいと考えております。

今後とも委員の皆様から御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが本日の終了のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

事務局から1点、連絡事項がございます。

(事務局)

環境政策課の遠藤と申します。次回の審議会の日程について御連絡いたします。

次回の審議会ですけれども、既に御案内をしていますが、来年の2月7日、月曜日、午後1時30分から本日と同じこの会場で開催することとしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、次回ですけれども、本日御報告いたしました第13次鳥獣保護管理事業計画のほか、合わせて6件の諮問案件を予定しております。それから報告案件1件を予定してござい

ますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

(司会)

以上を持ちまして、第37回青森県環境審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。